

岡山県心身障害者扶養共済制度特別加算金等交付要綱

昭和49年4月1日施行

昭和55年1月1日改正

平成8年1月1日改正

平成11年4月1日改正

平成17年4月1日改正

(目的)

第1条 この要綱は、岡山県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年岡山県条例第21号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定により年金を支給される心身障害者（以下「年金受給権者」という。）のうち、重度心身障害者に対して特別加算金を支給し、もって重度心身障害者の生活の安定と福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において重度心身障害者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める1級又は2級の身体障害者手帳を所持する者
- (2) 療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日付厚生省発児第725号厚生省児童家庭局長通知）の第三の1に掲げる重度の療育手帳（「A」の表示のあるもの）を所持する者

(特別加算金の給付)

第3条 特別加算金は、年金受給権者のうち、岡山県内に住所を有する重度心身障害者（岡山県外の施設又は病院に入所している重度心身障害者のうち、岡山県知事若しくは岡山県内の市町村長から措置されている者又は岡山県内の市町村長から施設訓練等支援費を受給している者（以下「県外施設等入所者」という。）を含む。）に対して支給する。

- 2 特別加算金の額は、月額1万円とする。
- 3 特別加算金は、請求のあった日の属する月から支給する。
- 4 特別加算金の受給資格は、第1項の要件を欠いた日の属する月の翌月から消滅する。
- 5 条例第11条第1項の規定により年金管理者が指定されている場合においては、特別加算金の支給は、当該年金管理者（以下「特別加算金管理者」という。）に対して行うものとする。

(特別加算金の請求及び決定等)

第4条 特別加算金の給付を受けようとする者は、特別加算金給付請求書（様式第1号）に特別加算金受給権者の住民票（第3条第1項に定める県外施設等入所者については、措置権者の証明書又は市町村長の支援費支給証明書）を添えて知事に提出するものとする。

- 2 前項に規定する特別加算金給付の請求を受けて、特別加算金の給付をすることに決定

するときは特別加算金給付決定通知書（様式第2号）を、特別加算金の給付をしないことに決定するときは特別加算金不支給決定通知書（様式第3号）を当該特別加算金給付請求者に交付するものとする。

（条例及び規則の準用）

第5条 条例第12条の規定は特別加算金の支給停止に、条例第13条の規定は特別加算金の支給の一時差止め、条例第19条の規定は特別加算金の返還について準用する。

（届出義務）

第6条 特別加算金受給権者又は特別加算金管理者は、第3条第1項の要件を欠くことになった場合においては特別加算金受給権消滅届（様式第4号）により知事に届け出なければならない。

2 特別加算金受給権者又は特別加算金管理者は、条例第21条第4項に規定する年金受給権者の現況届に合わせて特別加算金受給権者の住民票の写しを知事に提出しなければならない。

3 前各項に定めるもののほか、特別加算金に関し必要な届出については、規則第11条の届出をもってこれに替えるものとする。

（他の扶養共済制度による年金受給権者への適用）

第7条 この要綱に定める特別加算金の給付については、独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号）第12条第2項に基づき他の地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度による年金受給権者で岡山県内に住所を有する者に適用する。

（特別弔慰金の給付）

第8条 特別弔慰金は、条例第16条第1項ただし書の規定により、弔慰金を受給することのできない加入者に支給する。（昭和49年4月1日以降に給付事由の発生したものに限る。）

2 特別弔慰金の額は、1万円とする。

（特別弔慰金の請求及び決定等）

第9条 特別弔慰金の給付を受けようとする者は、特別弔慰金給付請求書（様式第5号）に規則第8条第2項各号に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

2 前項に規定する特別弔慰金給付の請求を受けて、特別弔慰金の給付をすることに決定するときは特別弔慰金給付決定通知書（様式第6号）を、特別弔慰金の給付をしないことに決定する時は特別弔慰金不支給決定通知書（様式第7号）を当該特別弔慰金給付請求者に交付するものとする。

（特別弔慰金の返還について条例の準用）

第10条 条例第19条の規定は、特別弔慰金の返還について準用する。

附 則

(施行規則)

- 1 この要綱は、昭和49年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 年金受給権者（第7条に定める他の扶養共済制度年金受給権者を含む。）で、第3条第1項の支給要件を具備し、かつ昭和49年12月31日までに申請をした者は、第3条第3項の規定にかかわらず、昭和49年4月以降において支給要件を具備した日の属する月に遡り特別加算金を支給する。この場合において、身体障害者手帳又は療育手帳を所持しないために特別加算金の支給要件を具備していない者で、昭和49年12月31日までに手帳の交付を受けた者にあつては、他の支給要件を具備したときにおいて、第3条第1項の支給要件を具備したものとみなす。

附 則

(施行期日)

- この要綱は、昭和55年1月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- この要綱は、平成8年1月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の岡山県心身障害者扶養共済制度特別加算金等交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして、使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の岡山県心身障害者扶養共済制度特別加算金等交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして、使用することができる。

3 その他留意事項

◆年金は、どんな場合に・・・・・・、いくら・・・・・・支給されるか。

- ・年金は、加入者が亡くなったとき、又は、加入者に条例で規定する重度障害が生じたときから、障害者に対して終身にわたり1口につき毎月2万円が支給されます。
- ・また、県で特別加算金制度を設けており、障害者が療育手帳「A」又は身体障害者手帳「1～2級」を所持されている場合には、申請に基づき障害者1人につき月額1万円が加算されます。

◆障害者が加入者より先に亡くなったら・・・・・・

加入期間に応じ、次の額の弔慰金又は特別弔慰金が支給されます。

加入（口数追加）期間	区分	金額
1年未満	特別弔慰金	1万円（1人当たり）
1年以上5年未満	弔慰金	2万円（1口当たり）
5年以上20年未満	〃	5万円（〃）
20年以上	〃	10万円（〃）

◆障害者が自分で年金を受け取り、管理できないときは・・・・・・

障害者に代わって年金を受け取り、管理する年金管理者をあらかじめ決めることができ、毎月の年金はその人に支給されます。

◆加入後、加入者が県外に転出したり、県内に転入した場合は・・・・・・

この制度は昭和45年より、全国で同様の制度が実施されていますので、引き続いて転出先の制度に加入することができます。また、転入の場合も引き続いて岡山県の制度に加入できます。

※ ご不明な点につきましては、下記のところまでお問い合わせください。

お問い合わせ先

〒700 岡山市内山下2-4-6

岡山県保健福祉部更生福祉課 障害福祉第一係

電話 086-224-2111（内線2845）